

## 一般社団法人輝水会 平成30年度定例経営委員会議事録（謄本）

日 時 令和元年5月23日（木） 18：00～

場 所 一般社団法人輝水会本部（エレメンタルスタジオ内）

出席委員 ○三嶋完治、藤井か代子、細田満和子（敬称略）  
（○委員長）

欠席委員 無

オブザーバー参加 手塚理事長

議事録作成者 三嶋完治

### 議題及び概要

#### 審議事項

（1）平成30年第7期事業報告及び決算報告並びに監査報告の件

手塚理事長より、平成30年第7期事業報告及び第7期決算報告書、それに伴う勘定科目内訳明細書を示しながら報告があった。また、阿部監事より決算報告について指摘すべき事項は認められない。事業報告は業務運営の状況を正しく示している。理事の職務執行に関し、不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとする監査報告を確認した。

なお、本件について本年5月9日開催の本年度第1回通常理事会において、承認を受け平成30年第7期定時社員総会に諮る。

（2）平成30年第7期定時社員総会招集の件

同じく手塚理事長より、本年度第1回通常理事会において、平成30年第7期定時社員の日時・会場が承認された旨報告があった。

（3）定款一部変更の件

手塚理事長より、定款及び新旧対照表を示しながら本件について説明があった。なお、本年度第1回通常理事会において承認を受け、平成30年第7期定時社員総会に諮る。

（4）監事選任の件

手塚理事長より、本年3月末をもって退任した阿部監事の後任として、当法人社

員で社会福祉士でもある山中章子氏を推薦したい旨説明があった。

なお、本件について本年度第1回通常理事会において承認を受け、あらためて平成30年第7期定時社員総会に諮る。

(5) 事業計画及び収支予算の件

手塚理事長より、定款第37条1項に基づき2019年度事業計画及び収支予算について、平成30年度第6回通常理事会において承認された旨説明があった。

今期事業の概要は、水中リハビリテーション及びリハビリテーション・スポーツの二つ基幹事業を推進し、公益認定（公益法人）を念頭に活動する旨説明があった。

(6) 公財) 世田谷区保健センターとの連携協定更新の件

手塚理事長より、世田谷区健康事業の担当所管である同保健センターとの連携協定について、本年4月からあらためて連携協定更新した旨、双方で調印した連携協定書及びそれに基づき連携事項を示しながら説明があった。

本連携協定の目的は、同保健センターの長年にわたり健康増進の実績及び運営ノウハウと当法人がもつ生活機能に課題のある人(障害のある人や高齢の人等)に対する運動指導ノウハウを融合し、スポーツ振興を目的とする障害者スポーツとは一線を画し、スポーツや運動等を通じて、体力の維持向上と、誰もがもつ可能性とQOLの向上及び能動的主体性の回復を目指すリハビリテーション・スポーツを「健康づくり」の効果的手段と位置づけ、同保健センター及び地域を拠点とし、地域包括ケア、医療等と連携した地域拠点づくりを推進していく。

続いて手塚理事長より、これまで委託料（実費弁償）は同保健センターの予算から捻出されたが、今期から世田谷区保健所から支給される旨説明もあった。

さらに本年4月から新設された世田谷区立保健センター専門相談課（障害者専門相談部門）の発足に伴いあらたな連携も可能であり、同専門相談課と連携協議を進めている。

各委員より質問及び意見

細田委員 ・公益法人になる理由

- ・決算報告等を見ると、取り分け手塚理事長はどこから報酬を得ているのか
- ・定款第4条2号の「公益目的事業」について、現行「リハビリテーション・スポーツ、運動、文化、芸術」の規定が変更後では「運動、文化、芸術」を削除している、文化、芸術も大切に思えるがその理由。

藤井委員 ・手塚理事長の説明の中で、当法人は「非営利」で活動し、収益を求めているということに対し、自身の法人では株式会社でデイサービスを経営して

いる。職員の生活を考えてしまうが、これで機能するかの質問があった。

手塚理事長より、細田委員の質問について、まず公益成りになると寄附金控除の優遇措置が充実している点にある。これにより企業からの寄附金が期待できる。またそれ以外にも、税制優遇措置（みなし寄附金の適用）も充実している。さらに社会的信用力も高くなり、そこで働く職員等のモチベーションアップにもつながることも期待できる。

ただし、公益認定（公益法人）は、あくまでプロセスであるということを認識し、設立当初から公益法人会計基準に従って会計処理をしている。自覚と覚悟をもって日々活動している。公益認定の主たる基準18項目の要件は、ほぼクリアをしている。あとは煩雑な申請をし、東京都の公益認定等審議会に諮問を受けるところまで達した。

次に、当法人からは一切報酬は取っていない。私は、当法人以外に個人会社を所有している。当該会社では当法人でできないことをやっている。例えば大田区の社会福祉法人等から運動指導の委託を受けている。現在正社員は1名、その他契約職員は数名から当該会社は成り立っている。

当法人は、その他の事業（営利的事業）は一切行わず、すべて公益目的事業（非営利事業）を行い、営利企業である当該会社を良い形で利用する計画を立てている。当法人の公益成りのあかつきには、利益相反の観点から代表理事の職を退任し、後進に道を譲ることも考えている。

細田委員の3番目の質問に対し、現在公社）公益法人協会に数回通い公益認定に対するアドバイスを受けている。その中で、東京都の公益認定等審議会（民間の7名からの委員）では、最初に該当法人が何をやっているのかを詳しく聞かれ、できれば事業を一つに絞った方が良いと助言され、今回の定款一部変更に踏み切った。

次に藤井委員の質問について、三嶋委員長より法人の設立時の考え方の違いがあると思われる。株式会社は収益を上げることで成り立っている。他方公益成りにおいて公益目的事業のみで活動するのであったら、どこから活動資金を得るかということになる。当法人は、組織の活動原理として、増益増収の企業価値向上に代わるものが必要になり、それが組織の存在意識というべき経営理念にあたる。人の集合体である社団法人は、そこに集うメンバーらがその“理念”に賛同した人たちが中心となる。活動のやりがいは、金銭的な報酬だけでなく、“理念”の実践に対する自らの貢献によって生まれてくる。こうすることで組織として求心力が強まり、ガバナンスがうまく機能してくると思う。

三嶋委員長より、以上各委員の質問及び意見をまとめ、その提言等を次回通常理事会に答申する。

以上をもって、本日の議事を19時10分終了し、上記議事の経過の要領及び結果を明かすためにこの議事録を作成し、委員は記名押印する。

令和元年5月23日

委員長 三 嶋 完 治 印

委 員 藤 井 か 代 子 印

委 員 細 田 満 和 子 印

本書面は、令和元元年5月23日開催の平成30年度定例経営委員会議事録の謄本です。